

## 懲戒処分について

北海道教育委員会  
令和4年(2022年)3月30日付  
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	本庁 参与男性(60歳)	減給2か月 〔給料の10分の1〕	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパルの指定管理者の公募期間中、担当課長から、申請者の申請書作成に担当課の職員が関与している趣旨の話を聞いたが、指導・是正・上司への報告等の措置を講じず、結果として不正行為を放置するに至った。 また、令和4年1月下旬から2月上旬にかけて、弁護士法人による調査の際、担当課長から、ネイパル深川の申請書作成への担当課職員の関与を供述するかどうかの相談を受け、事実の隠ぺいを示唆する不適切な助言をした。